

令和5年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和6年2月19日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和5年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年2月19日(月) 午後2時04分

3. 閉 会 日 時 令和6年2月19日(月) 午後2時50分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	6番	中野雄一郎君
7番	芋田一弘君	8番	立崎和寿君
9番	山田利昭君	10番	稲田優憲君
11番	奥山博君	12番	小田正喜君
13番	外山康仁君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	箕輪展忠君

5. 欠席農業委員(1名)

16番 杉山秀明君

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	藤坂地区	市崎貴之君

7. 会議に付した案件

- 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第46号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第47号 農地等の現況について（十和田市）
- 議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第73号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第74号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第75号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第76号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- 議案第77号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第78号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第79号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第80号 令和6年度農作業労働賃金等標準額について

8. 議事録署名委員

15番 野崎 さち子 君 17番 力石 堅太郎 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻田 修一郎	事務局 次長	安本 宗徳
事務局 農地係長	村中 健大	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	東 浩治	事務局 主査	佐々木 徳幸
事務局 主事	佐藤 菜奈		

10. 書 記

事務局 主事 佐藤 菜奈

議長（箕輪展忠君）本日の欠席通告者は、16番 杉山 秀明 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年2月6日に告示招集いたしました。令和5年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 野崎 さち子 委員、17番 力石 堅太郎 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから3ページまでの合計10件24筆69,468平方メートルです。今後の意向については、54番は未定、55番は自ら耕作、56番から58番は別人と機構で貸借、59番は別人と貸借予定、60番は別人と機構で貸借、61番は自ら耕作、62番は別人と売買予定、63番は別人と貸借となっております。なお、59番と63番は、今回農地法第3条の賃借権設定の議案が提出されております。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが、合計2件4筆20,112平方メートルです。今後の意向は29番は別人と売買、こちらは売買のあっせん希望が出されています。30番は受け手の変更となっております。なお、今回協力金の返還対象となるものはご

ございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）5ページをお願いします。報告第45号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、6ページから8ページです。今回は、合計8件41筆57,168.13平方メートルです。取得事由は、116番が持分放棄により取得したもので、その他は全て相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はございません。また、7ページの115番については農地法第3条での所有権移転の議案が、今回提出されております。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）9ページをお願いいたします。報告第46号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、合計4件4筆1,731平方メートルです。27番と28番は令和6年2月6日に現地調査を実施し、法務局への回答は2月7日に、29番、30番は令和6年2月16日に現地調査を実施し、法務局への回答も2月16日に行っております。27番は、ヤマト運輸株式会社十和田支店から南に約610メートルの地点です。照会地は、昭和43年建築の住宅の通路及び庭になっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。28番は、理念寺から西に約250メートルの地点です。照会地は、前所有者が住宅建築の目的で、令和

元年11月1日に転用許可を受けましたが、建築途中で差し押さえとなり、裁判所による競売のための現況についての照会を受け、令和4年8月26日に非農地として回答し、令和5年11月17日に現所有者が権利取得しております。農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。29番は、法奥小学校から北に約120メートルの地点です。照会地は、平成4年建築の住宅の庭になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。30番は、白菊かねざき保育園から南西に約320メートルの地点です。照会地は、昭和49年建築の住宅の敷地になっています。現所有者が昭和48年6月19日に自己住宅建築のため、農地法第5条転用許可を受けたところであることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。力石委員。

農業委員（力石堅太郎君）17番、力石です。28番の件ですが、前の人が住宅を造った時に、農地転用とかしてその後差し押さえになってというふうなことを言われましたが、それは差し押さえになって売買されたんですか。

議長（箕輪展忠君）事務局。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。そのとおりです。裁判所の競売を経て所有権が変わっております。

農業委員（力石堅太郎君）それであれば、28番の照会はどういう意味で上がってきているのですか。

農業委員（村中健大君）お答えいたします。裁判所での競売の手続きにおいては、裁判所においては所有権移転の手続きだけ行っております。地目変更の手続きについては、新しい所有者においてなされることとなります。所有権移転後の新しい所有者が地目変更手続きを進める中で、今回のような法務局照会の手続きになったという流れになっております。

議長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（力石堅太郎君）はい。

議長（箕輪展忠君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）11ページをお願いします。報告第47号、農用等の現況について（十和田市）。十和田市から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。合計1筆1筆3,018平方メートルで、現地調査は令和6年2月6日に実施し、市への回答は令和6年2月7日に行っております。2番の土地は、沢田悠学館から北東へ約1キロメートルの地点です。農地性があることから、農地として回答しております。当該農地は、農地法第3条による利用権が設定されています。今後、当該土地が公売にかかる場合は、現在の借受人のみ公売買受適格証明を受けることができます。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢井委員、山崎委員の3名です。令和6年2月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時15分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第72号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）13ページをお願いします。議案第72号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は14ページから2

0 ページです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について報告を願います。8 番
立崎 和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿君）農地法第 3 条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転 21 件、賃借権の設定 10 件、使用貸借による権利の設定 3 件の合計 34 件です。所有権の移転は、100 番から 113 番までが売買によるもの、114 番から 116 番までが知人へ、117 番及び 119 番が親戚へ、118 番が子へ、それぞれ贈与するものです。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第 3 条第 2 項各号等に照らして審査した結果、農地法第 3 条調査書のとおり、全ての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）立崎委員、ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 18 分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後 2 時 18 分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第 73 号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 21 ページをお願いします。議案第73号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、22 ページから23 ページです。今回は、合計5件9筆18,657平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（市崎貴之君）29番の調整内容を報告します。1月24日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）市崎推進委員ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（古谷朝直君）30番の調整内容を報告します。1月24日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）古谷推進委員ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、十和田湖地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（白山雄治郎君）31番から33番までの調整内容を報告します。31番は1月24日13時半、32番は同日14時半、33番は同日15時半、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整書作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）白山推進委員ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しております。以上です。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は要請することに決定いたします。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時23分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時23分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第74号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）24ページをお願いします。議案第74号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、25ページから36ページです。今回は、合計23件100筆223,388平方メートルです。再設定は、8

6番と87番で、その他は全て新規の権利設定です。利用権の設定期間は、75番が20年、76番から78番は5年、79番は3年、80番、81番は10年、82番、83番は3年、84番は10年、85番は6年、86番、87番は3年、88番が5年、89番、90番が10年、91番から95番が5年、96番、97番は10年となっております。次に、使用貸借による権利設定は、37ページから43ページです。使用貸借権の設定は、合計13件31筆84,163平方メートルです。40番から46番までは、権利の再設定で設定期間は5年です。47番から52番は新規の権利設定で、設定期間は52番のみ6年、他は10年となっております。なお、今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時26分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第75号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）44ページをお願いします。議案第75号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件で

す。45ページです。使用貸借によるものが、合計1件1筆975平方メートルで新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第76号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）46ページをお願いいたします。議案第76号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。47ページです。場所は、スーパーセンタートライアル十和田店から南東に約250メートルの地点です。こちらは、平成30年3月8日付け指令第718号で許可となった建売分譲17棟について、建売分譲販売をしていた中で、2区画分の土地を購入し、2区画分の土地に住宅を1棟建築したいとの要望があったため、建売分譲区画を17区画から16区画に変更するものです。変更前の転用計画資金で既に建築を行い販売済みであるため、新たな事業費は発生しませんが、許可前に当該土地を販売し住宅建築済みであるため、始末書付きとなります。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

（ _____委員 退席 ）

再開 午後2時30分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第77号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）48ページをお願いします。議案第77号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。49ページです。合計2件2筆2,331平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。8番は、スーパーセンタートライアル十和田店から南東に約250メートルの地点で、貸駐車場を整備するものです。農地区分は、2管理設のある道路の沿道の区域であって、かつ半径500メートル以内に歯科医院、保育園が存在するため、第3種農地に該当します。9番は、四和小・中学校から北西に約2.3キロメートルの地点です。事務所、倉庫、農機具格納庫の建築及び駐車場を整備するものです。農地区分は農用区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された農業用施設用地の用途に供するものであり、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。農地法第5条併用の案件ですので、面積も農地法第5条申請と合わせた面積となっています。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 沢井 清治 委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治君）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。2月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。力石委員。

農業委員（力石堅太郎君）17番、力石です。8番ですが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、工事着手と工事完成がついていませんが、これはどういうことですか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。現状のまま利用するためということです。現状は、既に舗装整備をしているわけではなくて土の状態です。その状態でそのまま使うということです。工事着手、工事完成の記載がなかったものです。以上です。

議長（箕輪展忠君）力石委員。

農業委員（力石堅太郎君）よくはわからないけども、前からやっているのであれば始末書付きとかなんとかというところがあるんですけど、こういう場合そういう表現は使われなかったのですか。

議長（箕輪展忠君）局長。

事務局長（櫻田修一郎君）私の説明が足りなかったところがあったので、補足で説明をさせていただきます。議案第76号でお諮りした土地です。建売分譲地の17区画を16区画にしてというところになります。こちら分譲2区画を購入しましたが、その際分譲区画の500平方メートルの要件を超えて取得していたということでありましたので、その2区画分の一部を貸駐車場に転用して、500平方メートルの区画要件を解消するために、こちらの駐車場を整備するというような内容になっています。

議長（箕輪展忠君）力石委員。

農業委員（力石堅太郎君）その議案第76号でそれはわかりますけども、私が今聞きたかったのは、始末書という言葉をつけなくても良かったのかなということを知りたいのであって、用途については理解しています。

議長（箕輪展忠君）事務局。

農地係主査（佐々木徳幸君）お答えいたします。今お問い合わせの件ですが、現状は砂利等が入っているわけではなく土だけの状態です。造成等を行わず普通自動車を置くだけで、土のままでも問題ないという事でしたので、特に始末書を求めることはしませんでした。土のまま利用するということになります。以上です。

議 長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（力石堅太郎君）はい。

議 長（箕輪展忠君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第78号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）50ページをお願いします。議案第78号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は51ページです。合計5件8筆8,790平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについて、ご説明いたします。52番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地9区画の造成を行うものです。場所は、ユニバース十和田東店から北に約500メートルの地点です。小規模開発行為の対象です。非農地併用の案件で、農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。53番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から南に約250メートルの地点です。非農地併用の案件で、農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。54番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地2区画の造成を行うものです。場所は、西小学校から北に約250メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。55番の転用事由は、農地を売買で取得し、ストックヤードの整備を行うものです。場所は、ちとせ小学校から北東に約600メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地に該当します。56番の転用事由は、農地を、代表取締役の親から使用貸借し、事務所、倉庫、農機具格納庫の建築及び駐車場を整備するものです。場所は、四和小・中学校から北西に約2.3キロメートル地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された農業用施設用地の用途に供するものであり、不許可の例外に該当し、許可の見込み

があります。ただし、当該土地には既に事務所、倉庫が建設され使用されていることから、始末書付きとなります。以上です。

議 長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 沢井 清治 委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治君）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計5件です。2月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、申請番号56番については、既に事務所、倉庫等が建築されているため、始末書付きとなっています。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）沢井委員ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第78号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時40分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第79号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 52 ページをお願いします。議案第79号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は53 ページです。今回の変更区分は、いずれも農振の除外で、合計3件3筆48, 282平方メートルです。1番の場所は、高清水小学校の南東約700メートルの地点で、当該地の西側は施設敷地、北側は施設整備中、南側と東側は畑となっています。変更理由は、施設駐車場を整備するものです。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の面積の2分の1拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあり、土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。2番の場所は、小山集落の南約1キロメートル地点で、当該地の北東側は雑種地、その他周囲は公衆用道路となっています。変更理由は、太陽光発電設備を設置するものです。農地区分はその他の2種農地で、土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。3番については、元々が山林で非農地あり、整備計画の変更は妥当であると判断されます。以上です。

議長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） ご異議なしと認めます。よって議案第79号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君） 次に議案第80号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 54 ページをお願いします。議案第80号、令和6年度農作業労働賃金等標準額について。令和6年度農作業労働賃金等標準額の決定について審議を求める件です。内容は、55 ページです。令和6年度の各項目の金額につきましては、まず先月の全員協議会で事務局の案をお示しいたしました。その後、2月8日木曜日にJ A十和田おいらせ、市農林畜産課、農業委員会の3者で検討会を開催し、協議を行いました。その結果、事務局案がそのまま次年度の標準額とすることで合意となりました。なお、本議案をご審議いただき承認されました後には、市のホームページに掲載し公表しますとともに、チラ

シを作成しまして、JAの外務での配布等を通じて農業者また市民の皆様に、3月中には、お知らせする予定としております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。奥山委員。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。先の総会において、農業委員会からの提案を持ちあがって3者で協議するんだと、農協さんあるいはまた農林畜産課、そしてまた農業委員会、3者が集まって協議するということでした。原案どおり承認、決定されたということですが、この協議会の在り方そのものは、そもそも農業委員会からの提案のみであったか、あるいは農林畜産課、あるいはまた農協さんからも提案があったのかというのがまず第1点。そしてまた、特に問題視された件がなかったか。そして最後にはですね、令和6年度の変更箇所を、ここでまたお知らせ願いたいと思います。

議長（箕輪展忠君）事務局。

振興係長（苫米地慶君）お答えします。農業委員会からの案ということで、先日の全員協議会でご協議いただきました案をもって会議に臨んでいるんですけども、その他に農協さんの方からも米穀と小麦、大豆等の乾燥料等の資料をいただいております。農林畜産課もそこに参加しまして、農業委員会からは先日の案を提案させていただいて、それに対して農協さんから意見をいただき、農林畜産課からも意見をいただいて、あくまで3者で協議をして、最終的に農業委員会からの案ということで決定しております。この案でいかせてくださいというのではなくて、あくまで3者で検討して決定しております。続きまして、改めての昨年度からの変更の部分になりますけども、まず1. 農作業労働賃金が7,200円、こちらは昨年度より200円増となっております。2. 農業機械利用料。まず1番上の耕起が4,400円、こちらは昨年度より100円増。続いてあぜ塗り38円、こちらは昨年度より1円増。代かき10アール当たり6,400円、こちらは100円増。続いて下の代かき（田植可能まで）8,600円、こちらは100円増。田植の通常7,200円、こちらも100円増。続いての密苗7,200円も100円の増。直播の6,700円、こちらも100円増。刈取脱穀の（水稻）ノッターにつきましては14,800円、ここは200円増。続いて（水稻）カッター、（小麦）、（大豆）、（そば）、こちらは全て100円増となっております。乾燥の（玄米）1,030円は、昨年度より10円増。籾摺860円は10円増。次の堆肥散布、肥料散布は昨年度と変更はありません。農薬散布のハイクリブーム1,700円が100円増。

（「そこもう1回」の声あり）

振興係長（苫米地慶君）籾摺860円が10円増、次の堆肥散布、肥料散布は変更なし

です。次の農薬散布の上段ハイクリブーム1, 700円、こちらが100増です。下段ドローンの1, 400円は変更ありません。播種(小麦・大豆・そば)3, 200円も変更ありません。牧草刈取2, 700円が100円増。反転・集草790円が10円増。梱包3, 800円につきましては100円増。穴掘り(トレンチャー)43円が1円増。掘取(ごぼう)21, 800円、こちら500円の増。そして1番下の掘取(長芋)60, 000円につきましては、1, 400円の増となっております。以上です。

議 長(箕輪展忠君) よろしいですか。

農業委員(奥山博君) 了解です。

議 長(箕輪展忠君) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(箕輪展忠君) ご異議なしと認めます。よって議案第80号は承認することに決定いたしました。

議 長(箕輪展忠君) 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時50分 —————